

福岡県公報

令和 4 年 12 月 16 日
第 358 号

目 次

告 示 (第1041号 - 第1048号)

- 令和 4 年度福岡県家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催 (畜産課) 1
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の全部の解除 (環境保全課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 特定危険薬物の指定 (薬務課) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 3

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 4

- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 5
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 5
- 種畜証明書交付 (畜産課) 6
- 県営住宅敷地内放置車両に係る公示 (県営住宅課) 6
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 7
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 7
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 7
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 7

公安委員会

- 教習指導員審査の実施 (警察本部運転免許試験課) 7
- 交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部地域総務課) 9

告 示

福岡県告示第1041号

福岡県家畜改良増殖法施行細則(昭和25年福岡県規則第106号)第2条第2項の規定に基づき、次のように令和4年度福岡県家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催場所及び期日を告示する。

令和4年12月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

講習会開催場所	筑紫野市大字吉木1269番地 福岡県農林業総合試験場畜産研究棟 福岡市博多区吉塚本町13番地50号 福岡県吉塚合同庁舎
講習会開催期日	令和5年1月24日から同年2月16日まで (福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条に規定する休日を除く。)

福岡県告示第1042号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により指定した形質変更

時要届出区域について、汚染の除去等の措置により指定の事由がなくなったため、同条第2項の規定により、当該形質変更時要届出区域の全部について次のとおり指定を解除する。

令和4年12月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定を解除する形質変更時要届出区域
遠賀郡水巻町猪熊十丁目1498番10の一部
- 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
クロロエチレン
1, 2-ジクロロエチレン
テトラクロロエチレン
トリクロロエチレン
- 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
規則別表第6の1の項の下欄に規定する土壤汚染の除去

福岡県告示第1043号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年12月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年12月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	犀 川 豊 前 線	豊前市大字挟間126番先から 豊前市大字薬師寺170番2先まで

福岡県告示第1044号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域

を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年12月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯 塚	国道	211号	前	嘉麻市大隈町1078番2先から 嘉麻市大隈町1071番1先まで	6.7 ～ 32.2	55.0
			後	嘉麻市大隈町1078番2先から 嘉麻市大隈町1071番1先まで	6.7 ～ 24.2	55.0

福岡県告示第1045号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年12月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年12月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯 塚	211号	嘉麻市大隈町1078番2先から 嘉麻市大隈町1071番1先まで

福岡県告示第1046号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年12月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚 県 道		才 田 筑 内 前 野 停 車 場 線	前	嘉麻市嘉穂才田1247番先から 嘉麻市嘉穂才田1538番1先まで	10.7 ～ 15.8	811.2
			後	嘉麻市嘉穂才田1146番1先から 嘉麻市嘉穂才田1538番1先まで	10.7 ～ 21.3	865.3

福岡県告示第1047号

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第14条第1項の規定により、特定危険薬物を次のとおり指定する。

令和 4 年 12 月 16 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 特定危険薬物の名称

- 化学名 2 - (3 - メトキシフェニル) - 2 - [(プロパン - 2 - イル) アミノ] シクロヘキサン - 1 - オン及びその塩類
- 化学名 N - メチル - 1 - (5 - メチルチオフェン - 2 - イル) プロパン - 2 - アミン及びその塩類
- 化学名 2 - {2 - (4 - エトキシベンジル) - 1 H - ベンゾ [d] イミダゾール - 1 - イル} - N, N - ジエチルエタン - 1 - アミン及びその塩類
- 化学名 N - (1 - アミノ - 3, 3 - ジメチル - 1 - オキソブタン - 2 - イル) - 1 - ヘキシル - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキシアミド及びその塩類
- 化学名 N - (1 - アミノ - 1 - オキソ - 3 - フェニルプロパン - 2 - イル) - 1 - ブチル - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキシアミド及びその塩類

2 指定の理由

他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったため。

3 施行期日

令和 4 年 12 月 17 日

福岡県告示第1048号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年12月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 16 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	浮 羽 草 野 久 留 米 線	久留米市田主丸町竹野322番7先から 久留米市田主丸町竹野243番8先まで

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 16 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名 称 スーパービバホーム福岡東店
- 所在地 糟屋郡志免町別府北二丁目7番1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
特になし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年12月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 しまむら・バースディ宇美ファッションモール、大賀薬局・ファミリーマート宇美店
- (2) 所在地 糟屋郡宇美町光正寺二丁目4591番1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

特になし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年12月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 スーパードラッグコスモス八女本町店
- (2) 所在地 八女市大字本町字道免2-114外6筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

・特になし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年12月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 アクロスモール春日
- (2) 所在地 春日市春日五丁目17番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

届出に対して、特段の意見はありません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年12月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 H I ヒロセスーパーコンボ小郡店
- (2) 所在地 小郡市津古1111-1他

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年12月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 （仮称）イオンなかまショッピングセンター
 (2) 所在地 中間市上蓮花寺一丁目1-1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年12月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年11月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 直方貸店舗新築工事
 (2) 所在地 直方市大字下境字548番6

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社ファーストリテイリング	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山10717番地1

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社ユニクロ	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山10717番地1
株式会社ジーユー	代表取締役 柚木 治	山口県山口市佐山10717番地1

4 大規模小売店舗を新設する日

令和5年7月31日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,665平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
建物敷地内	75
合計	75

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数（台）
建物敷地南西側	16
合計	16

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
建物南西側	30.0
建物北東側	40.0
合計	70.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
建物南西側	10.5
建物北東側	10.5
合計	21.0

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ユニクロ	午前 9 時 00 分	午後 9 時 00 分
株式会社ジーユー		

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
3 箇所	建物敷地南西側、北西側及び北東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分

公告

農林水産大臣から、家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次の家畜について、その飼養者に対して種畜証明書を交付した旨の通報があったので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 4 年 12 月 16 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 馬 (KWP N 種)

種畜証明書番号	名 前	生 年 月 日	産 地	検 査 成 績	所有者の区分	飼養者の住所及び氏名
21440020001	アブドラー ド ワイエ イチ	平成 17 年 6 月 18 日	オランダ	2 級	個人有	宗像市 有限会社カナディ アンキャンプ乗馬 クラブ

2 馬 (アラブ種)

種畜証明書番号	名 前	生 年 月 日	産 地	検 査 成 績	所有者の区分	飼養者の住所及び氏名
21440020002	バイタル	平成 12 年 3 月 26 日	アメリカ	級外	個人有	宗像市 有限会社カナディ アンキャンプ乗馬 クラブ

3 馬 (クォーターホース種)

種畜証明書番号	名 前	生 年 月 日	産 地	検 査 成 績	所有者の区分	飼養者の住所及び氏名
21540010001	ゴールデン アンバー ジャック	平成 16 年 6 月 22 日	北海道 網走市	級外	個人有	宗像市 有限会社カナディ アンキャンプ乗馬 クラブ

公告

県営住宅の敷地内において、下記の放置車両を発見したので、次のとおり公告する。
この車両は、県営住宅用地の管理に支障を来しているため、この車両の所有者等は、速やかにこの車両を撤去してください。

なお、この公告は、この公告の日から 2 週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなし、この公告の日から 3 箇月経過した後に、県はこの車両を撤去するものとする。

令和 4 年 12 月 16 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 放置車両の形態等

放置場所	福津市東福岡八丁目 2 番地 28 号 福岡県営東福岡住宅 28 棟北側駐車場
撤去通告貼付けの日	令和 4 年 9 月 22 日
メーカー名	トヨタ
種別等	普通自動車
自動車登録番号等	福岡 330 ま 2212
所有者	長野 文人
車名	カムリ
塗色	シルバー
車台番号	DBA - ACV40
使用者	長野 文人

2 連絡先

福岡県建築都市部県営住宅課業務係 TEL 092-643-3741

福岡県住宅供給公社福岡管理事務所 TEL 092-713-1683

公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 16 日

福岡県知事 服部 誠太郎

北九州広域都市計画道路の変更（令和 4 年 11 月 18 日北九州市告示第 425 号）

公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により粕屋町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 16 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画用途地域の変更（令和 4 年 12 月 1 日粕屋町告示第 172 号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 4 年 12 月 16 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

（2 工区）中間市中鶴三丁目 7628 番 236 から 7628 番 239 まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中間市中間一丁目 1 番 1 号

中間市長 福田 浩

公告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 4 年 12 月 16 日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
口原土地改良区	令和 4 年 12 月 6 日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第 309 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 99 条の 3 第 4 項第 1 号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）第 10 条第 2 項の規定により、次のように公示する。

令和 4 年 12 月 16 日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

教習指導員審査

2 審査に係る運転免許の種類

法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。

ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く

。

3 審査の方法

規則第12条に規定する審査方法によって実施する。

4 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項目	場 所	審査種別
令和 5 年 1 月 23 日 (月曜日) 午前 9 時 00 分から午後 1 時 00 分まで	知識	福岡市中央区天神四丁目 4 番 27 号	
令和 5 年 1 月 24 日 (火曜日) 午前 9 時 00 分から午後 3 時 00 分まで		ベストアメニティ天神ビル 福岡県指定自動車学校協会	
令和 5 年 1 月 30 日 (月曜日) 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで	技能	遠賀郡遠賀町大字今古賀 81 番地 の 5 おんが自動車学校	大型、中型、準中型、大型特殊、牽引、大型第二種、中型第二種及び普通第二種免許
令和 5 年 1 月 31 日 (火曜日) 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで		糟屋郡志免町王子一丁目 28 番 16 号 アイルモータースクール博多の森	普通、大型二輪及び普通二輪免許

5 審査の申請手続及び受付期間

(1) 審査の申請手続

ア 提出書類

- 審査申請書（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの写真を貼付したもの）
- 審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）両面の写し

○ 次の表に掲げる審査手数料（福岡県領収証紙によること。）

審査に係る運転免許の種類	審査手数料
大型免許、中型免許及び準中型免許	14,550円
普通免許	11,850円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	9,650円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	12,450円

○ 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面

※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。

郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、84 円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。

※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から令和 5 年 1 月 12 日（木曜日）まで（福岡県の休日を守る条例（平成元年福岡県条例第 23 号）に規定する県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から令和 5 年 1 月 11 日（水曜日）までの消印があるものを有効とする。

6 その他

(1) 審査を受ける際は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。

(2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。

(3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。

- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続等の問合せは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連 絡 先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係
郵便番号 811-1392
所 在 地 福岡市南区花畑四丁目7番1号
電話番号 092-566-2892

福岡県公安委員会規則第12号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 4 年 12 月 16 日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡県西警察署の部北崎駐在所の項中「大字宮浦1959番地3」を「大字宮浦1957番地1」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 12 月 26 日から施行する。